

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
 (農林水産二)  
**〔省 令〕**  
**〔公 告〕**  
 諸事項  
 裁判所  
 破産関係  
 地方公共団体  
 教育職員免許状取上げ処分、行旅死  
 亡人関係  
 会社その他  
 会社決算公告

三 二〇 五

一

(号外) 外  
 発行 内閣府  
 (原稿作成 国立印刷局)

○農林水産省令第一号  
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和八年一月六日

農林水産大臣 鈴木 篤和

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次のとおり改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分(以下「傍線部分」といふ。)に對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がなくなつたときは、これを当該傍線部分のものに改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がなつたときは、これを削る。

別表第1(第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格  
ア～ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農業(農業取締法(昭和23年法律第82号))第2条第1項に規定する農業をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
シフルトリン		
えん麦	2 mg/kg	
大麦	2 mg/kg	
小麦	2 mg/kg	
とうもろこし	2 mg/kg	
マイロ	3.5mg/kg	
ライ麦	2 mg/kg	
牧草	50mg/kg	
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン(総和をいう。)		
えん麦	2 mg/kg	
大麦	2 mg/kg	
小麦	2 mg/kg	
とうもろこし	2 mg/kg	
マイロ	2 mg/kg	
ライ麦	2 mg/kg	
牧草	5 mg/kg	
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン(総和をいう。)		
えん麦	1 mg/kg	
大麦	1 mg/kg	
小麦	1 mg/kg	
とうもろこし	1 mg/kg	
マイロ	1 mg/kg	
ライ麦	1 mg/kg	
牧草	5 mg/kg	
(略)	(略)	(略)
バラコート		
えん麦	0.5mg/kg	
大麦	0.05mg/kg	
小麦	1.1mg/kg	
とうもろこし	0.1mg/kg	
マイロ	0.5mg/kg	
ライ麦	0.05mg/kg	
牧草	5 mg/kg	

別表第1(第1条関係)  
1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準  
(1) 飼料一般の成分規格  
ア～ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農業(農業取締法(昭和23年法律第82号))第2条第1項に規定する農業をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)
クロルベンジレート	とうもろこし	0.02mg/kg
(略)	(略)	(略)
シフルトリン		
えん麦	2 mg/kg	
大麦	2 mg/kg	
小麦	2 mg/kg	
とうもろこし	2 mg/kg	
マイロ	2 mg/kg	
ライ麦	2 mg/kg	
牧草	3 mg/kg	
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン(総和をいう。)		
えん麦	1 mg/kg	
大麦	1 mg/kg	
小麦	1 mg/kg	
とうもろこし	1 mg/kg	
マイロ	1 mg/kg	
ライ麦	1 mg/kg	
牧草	5 mg/kg	
(略)	(略)	(略)
バラコート		
えん麦	0.5mg/kg	
大麦	0.05mg/kg	
小麦	1.1mg/kg	
とうもろこし	0.1mg/kg	
マイロ	0.5mg/kg	
ライ麦	0.05mg/kg	
牧草	5 mg/kg	

第11條 脂肪及び穀粒添加物の成分規格等に關する省令の一部を次のものに改正する。

次の表による、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をいれに改めると、改正後欄に掲げる規定の傍線部分のものと當る。

(略)	(略)	(略)
フェニトロチオン えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	6 mg/kg 6 mg/kg 15mg/kg 1 mg/kg 6 mg/kg 6 mg/kg 10mg/kg	1 mg/kg 5 mg/kg 10mg/kg 1 mg/kg 1 mg/kg 1 mg/kg 10mg/kg
(略)	(略)	(略)
備考 (略)	ソ～二 (略) (2)～(5) (略)	ソ～二 (略) (2)～(5) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)	2～6 (略)

名	目	説
別表第1 (第1条関係)	別表第1 (第1条関係)	
1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	
(1) 飼料一般の成分規格	(1) 飼料一般の成分規格	
ア～ス (略)	ア～ス (略)	
セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。	セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。	
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)
パラコート えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.05mg/kg 1.1mg/kg 0.1mg/kg 0.05mg/kg 0.05mg/kg 5mg/kg	0.5mg/kg 0.05mg/kg 1.1mg/kg 0.1mg/kg 0.5mg/kg 0.05mg/kg 5mg/kg
備考 (略)	ソ～二 (略) (2)～(5) (略)	ソ～二 (略) (2)～(5) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)	2～6 (略)

黒川県 農業及ら園芸添加物の成分規格等に関する規則の一部を次のとおり改正する。

次の表による、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をいわに改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分のものに替える。

名	出	混
名	出	混

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア～ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬 (農薬取締法(昭和23年法律第82号) 第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質 (その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各項に定める日から施行する。

- 1 第二条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
- 2 第三条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日